

耐震補助事業のお知らせ

昭和56年5月31日より以前に着手した建物は旧耐震と呼ばれ、大地震が発生した場合倒壊する可能性が高いとされています。30年以内に南海トラフ地震(想定マグニチュード8.6)が60～70%の確率で発生すると予測され、旧耐震の建物は倒壊の被害が多数出るといわれています。建物を補強することで人命や財産を守ることが出来るので、ぜひこの事業を活用して頂ければと思います。

耐震診断補助 耐震診断にかかる費用の一部を補助するものです。

【対象となる住宅】町内のすべての民間建築物・住宅

【対象となる耐震診断】

①一般診断

耐震性の有無を診断します。

- ・診断料(延面積200㎡以内の場合)
耐震診断料42,000円。うち、補助金額40,000円、自己負担 2,000円
延面積200㎡を超える住宅については、100㎡ごとに耐震診断料が10,500円加わります。
- ・条件：町内に建つ民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建てられた2階以下の一戸建て住宅

②補強計画

一般診断で耐震性が無いと判断された建築物をどのように補強するかを診断します。

- ・診断料(延面積200㎡以下の場合)

耐震診断料42,000円。うち、補助金額28,000円、自己負担 14,000円

延面積200㎡を超える住宅については、100㎡ごとに耐震診断料が10,500円加わります。

- ・条件：町内に建つ民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建てられた2階以下の一戸建て住宅
一般診断を先に受けなければなりません。
- ③その他の構造の住宅や構築物(事務所など)

【注意事項】

- ・耐震診断 募集件数 5件
補強計画 募集件数 3件(先着順)となります。
- ・構造や規模などにより診断料、その他の条件が異なりますのでお問い合わせください。
- ・国税、地方税等を完納していない方は、補助を受けることが出来ません。

耐震改修補助 耐震改修にかかる費用の一部を補助するものです。補強計画の結果に基づいて改修を行って頂きます。

【対象となる住宅】町内のすべての民間建築物・住宅

【対象となる耐震改修】

- ①耐震診断事業の結果、『倒壊の危険性がある』又は『倒壊する可能性が高い』と判断された建築物で、同事業を活用した補強計画の結果に基づき耐震改修を行う一戸建ての住宅
- ②平成28年3月末日までに改修工事が完了するもの。(改修内容によっては期間が異なります。予めご相談下さい。)

【補助金額】1棟あたり、耐震改修対象工事費の23%以内(50万円を限度)

【注意事項】

- ・募集件数3件(先着順)となります。
- ・住宅のリフォームと併せて耐震改修工事を行う場合、耐震改修費のみが補助の対象となります。
- ・過去の耐震改修工事(工事中を含む)は補助の対象となりません。
- ・国税、地方税等を完納していない方は、補助を受けることが出来ません。

お申し込み・お問い合わせ：鏡野町建設課 建築係 電話：(0868)54-2989

平成26年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

鏡野町では、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。

この2つの制度は、町民の皆さんの公文書の閲覧などを請求する権利を保障するなど情報を公開することで町政をより一層開かれたものにし、町が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の情報を扱うルールを確立することで、町民のプライバシーを守り町民の皆さんの町政に対する理解と信頼を深め、町民参加による公正で民主的な町政を一層推進することを目的としています。

お問い合わせ先 鏡野町総務課 電話(0868)54-2111

行政文書開示請求の状況

行政文書開示請求件数	59件
内 全部開示件数	19件
内 一部開示件数	39件
内 不開示件数	1件
内 却下件数	0件
不服申し立て件数	0件
行政文書任意開示申出件数	1件
内 全部開示件数	1件

個人情報保護の状況

個人情報ファイルの通知	0件
個人情報開示請求件数	0件
鏡野町情報公開・個人情報保護審査会開催	2回